

平成23年度第3次補正予算成立に伴う融資制度の拡充について
～ 東日本大震災や円高等により影響を受けた中小企業の皆さまへの支援を強化 ～

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、第3次補正予算成立に伴い、中小・小規模企業の皆さまへの支援を強化するため、融資制度を以下のとおり拡充します。

中小・小規模企業向け融資制度の主な拡充内容（12月12日取扱開始）

1 設備資金貸付利率特例制度の創設

- (1) 特定被災区域（注1）において設備投資を実施し、雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合
⇒ 全融資期間、適用利率から0.5%引き下げ

千葉県内において特定被災区域に該当する市町村一覧

千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市
八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 酒々井町
栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町

- (2) 被災地域の復興に資する設備資金（注2）を資金使途とする場合
⇒ 融資後2年間、適用利率から0.5%引き下げ

（注1）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）
（注2）一部対象とならない資金があります。

設備資金貸付利率特例制度を適用した場合の利率水準（例：返済期間5年の場合）

基準利率：2.15% ⇒ 1.65% 特別利率B：1.50% ⇒ 1.00%
特別利率A：1.75% ⇒ 1.25% 特別利率C：1.25% ⇒ 0.75%

（注）ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。利率は、平成23年12月12日現在のものです。

2 海外展開資金の拡充

- (1) 小規模企業向け海外展開資金を創設
(2) 東日本大震災等の影響を受け、経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要な方で一定の要件を満たす方には、融資後3年間、適用利率から0.5%引き下げ

3 経営環境変化資金（セーフティネット貸付）の拡充

円高など社会的・経済的な環境の変化により、売上が減少する等、業況が悪化している方について、基準利率から最大0.5%引き下げ

4 新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金等の拡充

- (1) 「東日本大震災の影響により離職し、新たに創業する方」について、1,000万円を限度として融資後3年間は基準利率から1.4%引き下げ（3年経過後は基準利率から0.5%引き下げ）
(2) 「特定被災区域（注）において創業する方」について、1,000万円を限度として基準利率から0.5%引き下げ

（注）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）